



2015・3・20

第 201 号

101-0065 東京都千代田区
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

創意ある草の根の活動で9条守る圧倒的世論を

「九条の会全国討論集会」開く

「九条の会」は3月15日、東京都千代田区の専修大学において、安倍内閣が集団的自衛権容認の閣議決定を具体化するための戦争法制定の動きを強めている情勢をふまえ、これに九条の会としてどう立ち向かうかを論議する「全国討論集会」開催しました。これには全国各地の280の九条の会から452人が参加しました。

集会では最初に呼びかけ人の澤地久枝さん、大江健三郎さんがあいさつ（要旨別項、梅原猛さんのメッセージも併載）、つづいて事務局の渡辺治さんが情勢報告（要旨9頁以降）、さらに事務局長の小森陽一さんが事務局からの提案（要旨別項）をおこないました。これらを受けて34人の熱気ある発言が続きました。

最後に小森陽一事務局長が事務局としてのまとめをおこない、九条の会らしい草の根の活動で、憲法9条を生かして日本を戦争する国にさせない世論づくりに全力をあけることを呼びかけました。

奥平康弘さんの志を受けつぐ会

1月26日に亡くなられた奥平康弘さんの「志を受けつぐ会」が下記の要領で開かれます。

◇日時 4月3日（金）

午後2時より（開場1時）

◇会場 調布市グリーンホール（京王線
調布駅下車 「中央改札」徒歩3分）

◇参加費 1000円

◇発起人 梅原猛、大江健三郎、澤地久枝、杉原泰雄、鶴見俊輔、暉峻淑子、樋口陽一、山内敏弘、山口二郎、渡辺治

呼びかけ人のあいさつ（要旨）

（文責編集部）

子や孫を犠牲にしないために

作家 澤地 久枝

奥平先生が亡くなって、こういうところに来て話のできる人間は当初の9人の呼び

かけ人のなかで大江健三郎さんと私の2人になってしまいました。発足から11年になるのですから年の順とは関係なくだんだんと人は減っていきます。しかしいちばん最初にやろうと言ったことは残ります。いま7000を超える集まりが全国にできていることはそのあらわれです。それは9人がいまも生きている証だと思います。

どうしてその野心をおさえることができない政治家たち、そして人びとのささやかな幸せとか命の大切さには目もくれないで、いかにお金をいっぱい集めるか、アメリカと手を結んで軍事大国になって、中国、韓国、あるいは北朝鮮その他自分たちと肩をならべるころにきそうな国をにらみつけてやろう、そのために軍事力をもって世界に冠する国になりたいと思っている。

しかし日本は陸海空の軍隊は放棄して国と国の問題に武力を行使しないと憲法9条で誓っています。前文では、平和を愛する人びとの希求にのっとりこの憲法をつくったと言っています。それなのに自衛隊は、お金をぜんぜん制限されないで大きくなりました。昨年の7月の閣議決定では集団的自衛権を認めました。自民党と公明党でこれをすすめているわけです。

参議院選挙があり、衆議院選挙がありました。国民が選挙で投票しなくなりました。すごい政治離れがあり、その結果第一党になった政党がこんなに勝手なことをすることは許せません。

奥平先生が調布での講演会から帰られた後に亡くなりました。その1週間前に九条の会でこれからの時局をどうやって打開するかという話をしたのですが、私が、皆

で草の根の組織を横につなげていくことのほかに、何か方法はないのかと言いましたら、奥平先生はちらっと笑顔をみせられました。その1週間後に亡くなられたのですから私はショックを受けました。

3月13日の「朝日」の記事ですが、カヌーに乗って辺野古の新基地に反対している沖縄の目取真さんという人が、「怒りなんか通り越して、もう憎しみに近いと思っていますよ。私たち名護市民は去年、1月の市長選から衆院選まで5回も選挙をやりました。全部、辺野古への移設反対派が勝っている。…だけど私たちの声はヤマトウ（本土）には届かない」というのです。それはそうですね。本土では沖縄に関係なく安倍さんは好きなことをやっています。今度はオール沖縄の人たちが選挙に結集したようなことをしなければ沖縄の危険はなくなると目取真さんは言っています。そして結局は安保条約です。いくら9条は守るといっても日米安保条約があるかぎり、国が9条の本義にもどることは絶対ありません。

いま日本とアメリカは不幸な関係にあります。アメリカは追い詰められてイラクに地上軍を派遣すると言っている。ここで軍事衝突がおこれば、集団的自衛権を認めた去年の閣議決定に基いて、国会の承認を得ないで、総理大臣の一存でことを決めようという動きが非常に露骨です。こんなに日本人の生活が危ぶまれることはかつてないです。このままいったら、いまここにいらっしゃる皆さん方の息子、あるいは孫、ひ孫のなかから戦死者が出る事態がもう背中にきています。

私たちは特需景気で朝鮮戦争のときには、

好景気にわいた。そしてそれからナントカ景気というのが繰り返されてきました。でも今は中国に確実に追い越されていて、日本はアメリカについて2位という地位を失いました。でも経済大国になる必要はありません。ましてや戦争によって金儲けして日本が経済大国になる必要はありません。

私は国が小さくなくてもいいです。軍備をもたない、戦争もしない、そしてよその国に対しては、私たちのこういう憲法があって、このもとに70年間ともかく生きてきて、一人の戦死者も出さない事態を守ってきました、だから自分たちの存在をあなたたちは参考にしてください、ということが言える国にしたい。

中村哲先生がこつこつとやっておられるアフガニスタンはたいへんだと思いますが、先日ペシャワール会の代表に聞きましたら、中村先生はますます元気で、アフガニスタンは日本の農業を模範にしていく以外にない、ここに兵器を持ち込んだら全部ぶちこわしになる、と言っておられるそうです。

朝鮮戦争を踏み台に、日本がだんだん経済大国になっていく最初の頃、ある東北の詩人が「村の女は眠れない」という詩を書かれました。なぜ、眠れないかという横に夫が寝て愛を確かめ合う、一日はひどい労働だけれどもともに眠るというなかに平和、安らぎがあった。しかし男たちはいないという詩です。

その頃、川でも海でもそこいら中に橋がかかった。橋の工事ではかならず事故がおきて犠牲者が出る。よく見ると死んだ人はみんな東北からの出稼ぎの人でした。だから村の女たちは永久に眠れないわけです。

でもいま、私たちに安らかな眠りはありますか。日本人は眠れない。日本の前途はどうなる。子や孫の未来に何を残すか。今年度の予算案をみても、この先何があるかという、何もいいことはありません。

東日本大震災のときです。宮城で津波に流されているときに自分の名前を呼ぶひとがいる、気がついたら母親が土砂の下敷きになって足をはさまれていた。一人の力でひっぱってもどうにもならない。いま18歳か19歳の娘さんですから、どうにもならない。このままでは自分も死ぬと思って、お母さんに「ありがとう大好きだよ」と言ってそこを離れたというのです。母親は「いかないで」と言っているのです。

同じようなことはひめゆり部隊の最後のところでもありました。同級生同士ですが、ここにおいていけばこの人は出血で死んでしまうということがわかっていても泣く泣く離れていったということです。

命を守ることはできない人間の悲しさです。それから別れというものがどんなに長いこと心の傷となって残るか、そういう痛ましい死を見聞きして私たちは生きてきました。だからそれを重ね合わせて、向き合っていて、人びとの感性をゆさぶって目をさましてもらわなければならない。

お互いに、想像力を豊かにもって一人ひとりが絶望ではなくて、自分のなかにある願望に正直になって、隣の人と手を結び、地域、県を越えて全国が手を結ぶ。地域のいろいろなところで、さまざまな形で、どうするかということを深刻に考えなければ、この次にくるのは戦争に参加することと、徴兵制だと思います。繰り返しです。でも

そこからは何も生まれない、悲しみと大きな女性たちの苦労だけが残りました。

私も含めて皆がいま、こうあらねばいけないと痛いほど思っています。それが実現する方向に向かって、一步、二歩前にでることではないかと思っています。

欧米、アジアからの期待に応えよう

作家 大江 健三郎

昨日までの数日間、韓国のソウルにいました。そこで開かれた世界フォーラムに参加するためです。そこで、私が非常に印象を受けたお話をなさった方がおられました。そのお話にどういふことを私が感じ、皆さんのこれからの討論に期待を寄せているかをお話したいと思います。

フォーラムで、元フィンランドの大統領ですぐれた学者でもあるマルッティ・アハティサーリという方が話をされました。ノーベル平和賞を受けられた方です。

この方がまずお話になったのはこの20年、この30年に世界で戦争が生じるような危機がたびたびあった。そして、それを戦争にしないために国際的な場所で努力したのが私のノーベル賞をもらった理由だということです。

そしてマルッティさんが言われたことは、いまも、特に東アジアでは、韓国の問題、中国の問題、台湾の問題、尖閣列島の問題などのさまざまな問題が過熱している。そこで東アジアの戦争、あるいは世界の戦争になる可能性は、いま20%しか危険なものとして実在しない、と言われた。その20%が東アジアの私たちのいま直面している難局でありまして、私たちがこの20%を決し

て戦争にならない方向に収め、そして新しい時代に向かってすすんでいくなれば、それは希望です。世界戦争の非常に大きかった可能性がいま20%しかないと信じているけれども、その20%を決して起りえないものにする東アジアの人びと、あるいは政治家の努力が必要だと。

そして、東アジアの政治家の名前をいちいちあげながら、彼らが平和に向かっていくか、戦争に向かっていくかを非常に克明に分析されまして、そのうえで、しかし20%の平和はあるといわれた。

私が気になったことは、マルッティさんが、あらゆることについて、あらゆる名前についてあげ、日本のその危険をなくすことは日本にとっても韓国にとっても重要だということは言われたが、安倍総理大臣の名前は一度も出なかったことです。

そしてフォーラム後の懇談会で元大統領と話したら、「日本には九条の会というものがある。それに自分は希望をかけている」と言われた。「安倍政府に希望をかけるわけにはいかないけれども、その代わり九条の会というのがあり、ずっと活動している。それに希望をもつ人間として、いま、君と話しているのだ」と言われました。

それを受けて私は、九条の会の特徴は日本中に非常にたくさんの九条の会があって、それぞれの地域でそれぞれ独立した運動をおこなっている、そしてそれぞれの会は小さなパンフレットをつくっていて、われわれは九条の会がどういふ運動しているか常に知っている、ということをお話しました。

私たちが九条の会をつくって運動していることがヨーロッパでも知られているとい

うことは驚くべきことではないですか。アメリカでも、中国でも、韓国でも、特に韓国では広く関心が示された。それに対して私たちは応えたい、と考えています。東アジアの平和のためには日本が戦争をおこさないという努力をしなければならない。この地域希望は、私たちの願いと運動とにかかっている。

そのために私たちは九条の会をつくっている。その原理と運動、そして今後の世界の大きい見通しは、ここにおられる皆さんが常に考え続けておられることであります。それがこれからの討論で明らかになっていくと思います。

私は 80 歳になりまして、作家生活を 50 年やっています。そして締めくくろうと思いついていろいろなところを締めくくつていますが、この間いちばん大切に考えていることは、人びとがどのように九条の会で働くことができるかということです。

そのことを皆さんにお話できただけでも私の希望は達せられました。

<メッセージ>

哲学者 梅原 猛

私は最後の戦中派として死を覚悟した青春時代を送りました。戦争は真っ平です。日本は二度と戦争することがあってはなりません。安倍内閣の右寄りの政策で憲法、特に九条が危なくなっています。私のように平和憲法九条のもとに著作者としての生活を送ってきた人間には、九条が否定されることは、私の人生が否定されるように思います。何としても平和憲法、特に、九条は守らねばなりません。九条の会の呼びか

け人の半数は故人になり、私のような政治嫌いの人間が残った訳ですが、政治嫌いであってもこのことだけは主張しなければならないと思います。九条を守る多くの若い人が集まれる由、誠に頼もしい事です。日本は平安時代に約三百年、江戸時代に約二百五十年全く戦争も内乱もない時代を送りました。日本は文字通り和の国です。その伝統精神が危なくなっています。老若一体になってこの和の伝統、すなわち九条の精神を守ろうではありませんか。

事務局からの提案 (要旨)

事務局長 小森 陽一

2月23日の九条の会のアピールでは、「安倍内閣の暴走にストップをかけようとするさまざまな団体による取り組みが発展し、それらの団体間の共同が広がっています。これを、私たちは心から歓迎し、その成功を願ってやみません」と書いています。安倍内閣の暴走にストップをかけようとするさまざまな団体の運動があり、それらの団体間には政治的立場の違いもあります。

まず第一に日米安保条約や自衛隊そのものが憲法9条に違反している、武力では平和はつukれないのだから平和外交を展開すべきだという立場です。2番目は、日米安保条約や自衛隊は認めるが、あくまでも日本が武力攻撃を受けたときの最低限度の実力なのだから海外で武力行使をすることは認められないというものです。3番目は、そもそも憲法を変えないで解釈でやってしまうことは立憲主義に違反するから許せな

いという考えです。

これらの違いを超えて一致して安倍政権の暴走に対抗していけるかどうか、ここが大事な課題であることをまず確認しておきたい。こういう考えは5月3日に横浜で開かれる集会にも生かされています。

アピールはつづけて、「結成から10年を経過した私たち『九条の会』にとっても、その真価が問われる正念場です」と言い、「全国のすべての『九条の会』が、憲法9条を破壊する安倍内閣の戦争立法と明文改憲に『NO』の声をつきつけ、その暴走をストップさせるために、草の根での訴えと話し合いを創意をこらして展開しましょう」と結んでいます。

昨年、私たちは初めて全国統一行動をおこないましたが、この経験を生かして解釈改憲としての「戦争法制」を絶対に許さないという一致点で行動すること、そして来年参議院選挙にむけてねらわれている明文改憲を許さない世論をどれだけ広げていけるのか、これが大きな第1番目の課題です。

これを実現していくため、都道府県、市町村レベルで、すべての九条の会が単独で、あるいは協力しあって行動をおこす、やれることはあらゆることをやっていくことが2番目の課題です。

3番目は、休止している九条の会に声をかけて改めて活動を再開してもらうとともに、この間新しい九条の会が全国で生まれてきています。この動きを促進することです。

いま5月の連休明けに「戦争法制」を出すという状況ですが、出せない状況をつくるのがまず重要です。そして国会に出てきたときにはそれを阻止するため、全国の

活動を一気に広げることをよびかけます。

参加者の発言から

(紙面のつごうで一部のみを紹介します)

◎宮城県/宮城憲法九条の会 昨年秋の全国統一行動では、130の九条の会の7割が何らかの取り組みをおこないました。

とくに南部仙南地域は県総人口220万人の1割に満たない過疎に近い地域ですが、燎原の火のような広がりのある活動が展開されています。4月4日には地域としては最大の800人以上の平和憲法を守る集会を企画していますが、その取り組みのなかで新たに4つの九条の会がつくられ、仙南地域の8市町村すべてで九条の会が設立されました。このような取り組みを県の北部・仙北にもひろげていきたい。

◎北海道/九条の会ネットワーク北海道

去年よびかけられた集的自衛権行使の閣議決定撤回への運動を、連絡のつくすべての道内各地の九条の会に呼びかけ、よびかけた220の会のうち190の会の会が参加し実行委員会を結成しました。実行委員会は九条の会が中心ですが、それ以外に協賛団体という形で労働組合、平和団体の協力を得て11月20日に800人の集会をやりました。横のつながりをつくり運動の幅をいかに広げるか。活動を休止している会にも働きかけることがこれからのポイントです。

◎長野県/憲法九条を守るこもろの会

会は、私たちの訴えを多くの人たちに届けようと、8年前から市内の一定の地域ごとに2日前にチラシを入れ、各戸を訪問して対話し、有権者の過半数を目指して署名を

訴えています。話すことに意義があるというところに徹して活動をつづけ、市内の過半数までもう少しのところまできています。

課題は若い人たちへの訴えですが、昨年12月に開いた「集団的自衛権を考える市民のつどい」で高校生にシンポジストをつとめてもらうなど意識的な努力をしています。

◎北海道／グリーン九条の会（経営者の九条の会） 会を始めて何年かになるが、世話人は真北と真南ほどではないが真北と真東ぐらいに違って、一致しないとやらないということで、苦勞が多い会です。

体験してわかったことは、憲法とか9条とかを考えていくと、すべてのことが大事なことになってくる。九条の会とか憲法とか言わない人でも悩んだり関心をもったりしていることは、われわれとのつながりが広がるのではないかと。そうしたことをやっていくことでわれわれの活動の幅を広げられるのではないかと。

◎愛知県／宗教者九条の会 昨年の全国統一行動月間にどう応えようかと事務局でチェをしぼり、9条に対する思いを書いてもらい9周年の記念誌として発行することを賛同者に訴えました。つぎつぎと文章が送られてくるなかで、“よく提起してくれた。改めて9条を読んだ。安倍さんの暴走のもとで、あるいは4年前の東日本大震災の事態を受けて、9条や前文の平和的生存権を改めて理解できた”など読みなおしてよかったという意見がよせられたことに事務局も学ばされました。また前文に出てくる「崇高な理想を深く自覚する」とか「公正と信義に信頼」するというのは宗教者のつとめではないかという声も出されました。宗教

者としてももっともっと創意をこらして運動していきたい。

◎愛知県／九条の会尾張旭 発足時の400人余から9年たって1082人になりました。改憲派の人たちにも声をかけています。自衛隊が人道支援のために海外に出ていっても戦争をすることだけはやめさせようの一点で共同しようと呼びかけています。この取り組みのなかで、創価学会の活動家の女性とか、「日の丸」が大好きという人も、民主党の候補者活動を始めた青年なども参加してくれています。いま自衛隊を認める人だけでは足りないと思います。「××事態」などといわれますが、結局は日本が戦争する、日本からしかける戦争になるということがいちばんの問題です。「憲法を変えたほうがいい、でも戦争は避けたい」という人にも何かの形で声をかけていきたい。

◎山梨県／山梨障害者患者9条の会 私たち障害者は戦争中、“米食い虫”とよばれ人間としての尊厳を踏みにじられた歴史があります。戦争と障害者の人権は両立しない。ナチスがポーランドに侵攻し、第2次大戦が始まった時、初めに殺されたのは障害者・精神障害者だったという歴史にたって私たちはこの会をつくった。一番底辺にいる人たちの立場に立って、9条を考えることが大切です。

◎千葉県／柏市南部「9条の会」 いま必要なことは地元で「戦争はイヤだ」とよびかけたり、チラシを配ったりすることだと思います。柏9条の会の会員は1200人ですが、私が増やしたのは400人ぐらいです。あまり難しくありません。チラシを2ヶ月に1回、地域で千部配っていますから、反

応があります。「いいんじゃない」という感想をのべてくれた人にはカンパなどもたのんでいます。見ず知らずの人に配っても反応があります。家のまわりに 100 軒ぐらいあるお店の半分ぐらいがスポンサーです。残念ながら自民党支持が多いですが、そういう人たちも戦争には反対しています。

◎千葉県／東金地域九条の会 私たちの大網白里市議会で12月に集団的自衛権行使容認の閣議決定に反対する決議が採択されました。9月議会に議員発議で意見書を出したときにはダメだったのですが、あきらめるわけにはいかないということで、九条の会がよびかけて生活と健康を守る会など4団体で請願をだしました。そして20名の議員すべてにあたりました。そしてこの案件がかかった7人で構成する総務委員会に30名が傍聴するというこれまでなかったことをやりました。いったんは否決されましたが、本会議で可決されました。

◎東京都／本郷・湯島九条の会 小さな会ですが、毎週1回火曜日に本郷3丁目の交差点で「9条を守ろう」という宣伝をしてきました。7月1日に閣議決定されて以降、これまでビラを受け取らなかった人たちが受け取るようになりました。九条の会の全国統一行動の提起は非常に意義があった。今後も要所要所で提起をしてほしい。

同時に草の根の運動です。私は本郷3丁目で宣伝しているけれど、北海道でも沖縄でも、全国どこでも同じようなことをやっているんだということが励ましです。

討論のまとめ (要旨)

事務局長 小森 陽一

第三次安倍政権のもとで、いつでも、どこでも、あらゆる海外での活動に自衛隊が出て行って武力行使をする解釈改憲の暴走と明文改憲の暴走が同時におこなわれていることについての危機感と緊張感が、今日の討論のなかでしっかりと共有されました。そして全国の「九条の会」として、なんとしてもこの事態を押し返していく、そういう決意が討論をつうじて表明されました。

私たち「九条の会」がどこで勝負をかけているのか、その思想的な問題と、具体的な実践的な運動のあり方の両面が討論のなかで深められました。私たち「九条の会」の運動は、9条の思想をしっかりと守り、これを生かして、日本を戦争する国にしないという確固たる世論をつくることにあるということです。そのための世論をつくるための最も有効な活動は何かということが多様な角度から語られました。

さまざまな共同をつみあげていくという提起も積極的に受け止められましたが、何よりも重要なことは、「九条の会」らしい活動とはどのような形態か、そしてどういう可能性があるのか、一人ひとりの発言から明らかになりました。

事務局としては「九条の会」の初期段階で、会を全国津々浦々にと提起させていただき、さらに中学校区単位、小学校区単位にと、提起しました。そういうことを踏まえて、それぞれの地域の、それぞれの「九条の会」のメンバーがいま、お隣の家から、自分の住んでいる地域を変えて、いつ国民投票をやられても勝つ、イヤ国民投票をや

らせない、そういう力関係をつくっていくことが大切です。

若者たちへ広げていくことも強調されましたが、この間、私たちの活動を強めていることと重なり合いながら若者たちが新たな運動に立ち上がっています。この若者たちの活動と皆さんの活動を意識的につなげていきましょう。

「九条の会」らしい草の根の活動の可能性をさぐりながら、憲法9条を生かして日本を戦争する国にさせないという一致点をつくるために全力をあげましょう。

情勢についての報告 (要旨)

安倍改憲は何をめざすか

事務局 渡辺 治

1 安倍改憲の歴史的位置

(1) 安倍改憲とは？

安倍内閣は、改憲の言い出しっぺではなく、戦後60年以上とくに90年代以降4半世紀にわたり悲願としてきた改憲実行めざす最大の切り札として、期待されて登場しています。

そして、安倍内閣が、昨年の閣議決定に基づいて、今の通常国会に出そうとしている戦争立法こそ、憲法9条のもとで守ってきた、戦争しない日本を壊す改憲の本体にほかなりません。

(2) 保守政権と市民の運動の攻防 60年

保守政治は、憲法が制定された当初から憲法を政治指針として認めてきたわけではなく、自らの統治に適合的な憲法に変えようという野望を持っていました。にもかか

わらず、私たちの運動により、目的を達成できずに来た。憲法9条の重要な部分を掘り崩してきたにもかかわらず、現在に至っても、目標を達成することはできていない、安倍はその目標達成の最後の切り札的な人物として登場しているということです。

52年の講和の直後から、保守政権の中から明文改憲の試みが台頭し、盛り上がりましたが、60年安保闘争によって挫折を余儀なくされました。

そこで、政府が解釈として打ち出したのが、「自衛力論」すなわち、9条の下でも「自衛のための必要最小限度の実力」は容認されており、自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」だという解釈です。しかし、この解釈は、安保や自衛隊を違憲とする運動や、社会党、共産党、さらには公明党の活動の中で、それを維持するために、自衛隊の活動を制約するさまざまな解釈を打ち出さざるを得ませんでした。自衛隊は、必要最小限の実力だから、海外派兵はしない、また、他国の戦争に参戦する集団的自衛権は認められない、というものでした。

90年代に入り、冷戦が終焉し、アメリカは盟主として、日本もともに血を流せ、自衛隊を海外に派兵しろ、米軍とともに闘え、という強い圧力を加えてきました。

しかし政府は、この要求に応えることができなかった。そこで、新たな改憲の動きが台頭します。9条をいじらず、自衛隊の海外での武力行使を禁止している解釈を改変しようという解釈改憲方式でした。

こうして政府は、9条の下で自衛隊を米軍の後方支援にかり出すため、周辺事態法を制定、ついにテロ対策特措法、イラク特

措法で、自衛隊をインド洋海域、イラクに派兵しました。しかしこの派兵は、既存の政府解釈を「前提」とし、それをすり抜ける形で強行されたため、武力行使ができないことをはじめ、大きな制約がありました。

その制約を打破するには明文改憲しかない。04年のイラク派兵直後から、自民党内で、明文改憲の動きが台頭したのです。それを担ったのが、第一次安倍内閣でした。安倍内閣は「任期中の改憲」を掲げ、改憲手続法も強行しました。

しかしこの動きに対し、自民党が怖れていたように、国民の運動が起きました。九条の会です。7500に上る九条の会の運動は、世論を変え、改憲を挫折に追い込み、明文改憲はおろか自衛隊の海外派兵の動きも停滞を余儀なくされました。

第二次安倍内閣は、こうした憲法をめぐる攻防の最新局面で、憲法改悪という悲願を実行する切り札として登場しました。

安倍に対して、アメリカや財界も評価を定めかねていましたが、今や、安倍内閣に改憲を託し期待するに至っています。

しかも安倍内閣は、これまで政府が積み上げてきた解釈をちやぶ台返しにするような、姑息な解釈改憲とともに、明文改憲をも志向しています。

2 安倍内閣がめざす日本の全体像

(1) 戦争する国づくりへの体系的な攻撃

「戦争する国」に必要な政治を体系的に行っているのが安倍内閣の特徴です。

第1は、海外での武力行使を禁ずる政府解釈を打破する解釈改憲です。

とくに、安倍内閣がねらったのは、自衛隊は自衛のための必要最小限度の実力であ

るという議論を維持するために政府がやむなく行った**2つの**政府解釈の変更でした。

ひとつは、①自衛隊の海外派兵はしない、また、自国が攻撃された場合には実力で反撃する個別的自衛権は行使できるが、アメリカの戦争に加担して武力行使はしない、集団的自衛権行使はしないという解釈です。二つ目は、自衛隊は、海外派兵をしないだけでなく、②「他国の武力行使と一体化した活動」も認めない、具体的には戦地には行かない、行けないという解釈です。

この2つの解釈を中心とした政府解釈の体系を壊す。そのために安倍内閣が用意したのが、安保法制懇でした。その報告は文字通り、集団的自衛権も、国連集団安全保障も、どんな戦地にも行けるように「武力行使との一体化論」もみんな変えています。

しかし、めざしたのはそれだけではありません。自衛隊はその権限だけでなく、装備の面でも、もっぱら侵略用の弾道ミサイルを持ってないとか、大きな限界をもっている、この限界を突破することです。とくに、日米共同作戦のため米軍が望んだのが、海兵隊をつくることであり、また自衛隊が敵基地攻撃能力を持つことでした。このいずれも、安倍内閣は、2013年12月の「防衛計画の大綱」で実現させました。

安倍内閣のやった第3の柱は、戦争を遂行するために不可欠でありながら、9条があったため、できなかった制度の創設です。1) 日米共同作戦をするには、自衛隊が、イージス艦で集めた情報をアメリカに送り、それを解析してもらうための秘密保護法の制定、国防戦略、国家安全保障戦略、戦争指導部、日本版NSCの設置です。2) 日米

軍事同盟を強化するためには辺野古新基地建設も強行しなければなりません。さらに、3) 武器輸出3原則の廃棄、軍事援助をして、途上国に影響力を行使するためのODA大綱の廃棄、です。

さらに、グローバル企業の競争力を強化するための、4) グローバル企業のための市場づくりです。TPP、原発再稼働です。安倍内閣は、「地球儀俯瞰外交」と称して、50カ国以上の国々を訪問していますが、大量の財界人を引き連れてやっているのが、原発やインフラの売り込みです。

そして、安倍内閣がもっとも力を入れているのが、5) 国民意識を改変する「教育改革」、歴史の修正、改竄です。

(2) 安倍内閣の誤算

ところが、安倍内閣の第1の柱、解釈改憲の問題での誤算でつまづきました。それは、集団的自衛権行使容認の解釈改変の前に強行した特定秘密保護法に対する反対運動の高まりでした。これで、それまで自民党と二人三脚ですすんでいた公明党が、動揺、消極に転じたのです。内閣法制局も、その態度を硬化させました。

そこで、安倍内閣はアメリカの戦争にすべて協力する、集団的自衛権の全面容認をはじめ、あらゆる場合に自衛隊が海外で武力行使できるような既存解釈のちゃぶ台返しをあらかじめ、政府解釈の「延長線」上の集団的自衛権の「限定行使論」に転じたのです。これは、アメリカの戦争の内、ほうっておくと、日本の安全に直結する場合には、日本が攻撃されていなくとも、アメリカの戦争に武力で加担するというものです。

そのため、安保法制懇の5月15日の報告

の直後の記者会見で、報告のうち、既存政府解釈の全面否定をしている部分は、反対だと言っただけのけました。公明党向けです。それもこれも、集団的自衛権行使に対し、市民の反対の声が高まったことが原因です。

しかし、安倍内閣はそうした妥協と引き換えに、もう一つの障害物である、武力行使との一体化論を廃止することを獲得したのです。公明党も、内閣法制局も、これを呑んだ結果、「後方支援」と言えば、いつでも、どこでも戦地に自衛隊を送り込むことができるようになる保障を手に入れたのです。

こうして、安倍内閣が手にした第1の柱が、7月1日の閣議決定です。そこには二つの側面があります。

第1は、集団的自衛権容認を核にあらゆる場合に自衛隊を海外に派兵するための政府解釈の改変を行ったという面です。閣議決定は、集団的自衛権の限定行使を容認しただけでなく、自衛隊の海外での後方支援を縛っていた、もう一つの制約「武力行使との一体化論」も事実上、撤廃しました。

しかし、閣議決定では、限定行使論には長い条件がつけました。「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、我が国が攻撃されなくてもアメリカの戦争に加担するという条件です。この条件は、国会での闘争に必ず役に立つはずです。

3 戦争立法で何をめざしているか？

(1) 「切れ目のない対応」の重大な意味

第3の主題は、戦争立法の全体像を明ら

かにすることです。戦争立法の全体像はまだ発表されていません。しかし戦争立法の主たる柱は、3つあります。

① 第1の柱は、「いつでも、どこでも、どんな戦争にでも、あらゆる形で、自衛隊がアメリカの戦争に後方支援で加担」できる法律を作ることです。政府は「切れ目のない」対応と言っていますが、自衛隊が憲法9条の縛りをなくして「普通の軍隊」、大国の軍隊と同じになることを意味します。

「いつでも」には、二つ意味があります。

一つは、戦時でも平時でも、アメリカの戦争や軍事行動に加担するという意味です。

もう一つは、アメリカの戦争が、日本の安全に影響ある時も、ない時もアメリカの戦争に加担するという意味です。アメリカの戦争が「我が国の平和と安全に重要な影響」を与える場合には、改正周辺事態法で自衛隊はアメリカの戦争に後方支援します。

朝鮮や、アジア、さらには中東の戦争でも「我が国の平和と安全に」影響ありという口実がつけば、自衛隊を派兵します。

しかし、日本の安全とはなんの関係もないアフガンの戦争、シリアへ米軍が介入する場合、さらにはウクライナの戦争、こういふときにも自衛隊は、今度は「国際社会の平和と安全」名目で、新たにつくる海外派兵恒久法で派兵することになります。

「どこでも」というのは、今までの政府解釈で、戦地には行かないという制限があったのを取り外し、どこの戦場にも派兵できるようにするという事です。

周辺事態法でも海外派兵恒久法でも、自衛隊はどこでも、戦地に赴くことができるようになります。

「どんな戦争にでも」というのは、国連決議で多国籍軍が組織された戦争だろうと、国連決議のない「有志連合」の戦争だろうと、自衛隊は後方支援に行けるということです。改正周辺事態法も、派兵恒久法も、国連決議のない戦争にも自衛隊が派兵できるようにします。

「あらゆる形で」というのは、後方支援だろうと、人道復興支援だろうと、停戦監視、治安維持だろうと、船舶検査だろうと、邦人救出だろうと、どんな形でも自衛隊は行けるようにするという事です。

戦時の米軍への後方支援は改正周辺事態法、海外派兵恒久法でおこないます。輸送、調達などですが、注目すべきことは、弾薬提供もできるようにすることです。

次に、PKO以外の形での「人道復興支援」「停戦監視」「安全確保」は、PKO 協力を改正していけるようにします。今までだと、イラクのサマーワ、バクダッドへの人道復興支援や安全確保活動は、イラク特措法を作っていましたが、今後は、PKO 協力の改正で行けることになります。

最後に、PKO 活動の武器使用や活動も拡大され、「駆け付け警護」もできるようになります。

要するに、今度の法改正で、湾岸戦争も、ソマリアも、ユーゴも、アフガンへも、イラクへも、シリアへも、ウクライナへも、90年代以来のすべての戦争に自衛隊は参加できるようにするのです。これこそ、アメリカが待ち望んできた、アメリカの戦争への加担の実現です。

第2の柱は、アメリカの戦争でも、放っておくと「我が国の存立が脅かされる」場

合には、アメリカの戦争へ武力行使を伴って加担できるようになることです。集団的自衛権行使の場合です。

自衛隊法、武力攻撃事態法改正で、このような「存立事態」には、自衛隊は「防衛出動」で、武力行使できる規定入れることになります。この集団的自衛権にも地理的制約はないため、「我が国の存立が脅かされる」という口実なら、どこでも戦争できるようにになります。現に安倍首相自身は、「我が国の存立を脅かす事態」という条件を緩めて、どこでも戦争できるようにすることに執着しています。

第3の柱は、日常的に米軍や場合によってはオーストラリア軍と共同で、アジア太平洋地域をパトロールし、情報収集、警戒監視を行ったり、日米共同訓練を行ったりできるよう、そうした共同監視、訓練時に、米艦等が攻撃された場合には、自衛隊も応戦できるようにしました。但し、これは自衛隊法95条の「武器等防護」の規定を改正し、米軍等の「武器等防護」という口実で、できるようにしようとしています。

この戦争立法が通ったら、自衛隊は「普通の国の軍隊」と同様、自由に米軍を支援して戦争できます。9条は独自の意味を失います。

(2) 戦争立法を止められたら？

先に安倍内閣は、集団的自衛権の行使容認等の閣議決定をしましたが、閣議決定だけでは自衛隊は一步も動けません、国会で十数本に上る法改正や、派兵恒久法を通さなければなりません。戦争立法を潰せば、「戦争する国」づくりを阻むことができます。

(3) 逆に安倍内閣の戦争立法を通すようなことがあると？

逆に、私たちが戦争立法を通すことがあれば、安倍内閣は、明文改憲に踏み出すことは間違いありません。

安倍内閣が解釈改憲のみならず明文改憲にもこだわるのは安倍首相の個人的な思いもありますが、「戦争する国」づくりには、解釈改憲だけでは完結せず、「戦争しない国」を前提にした憲法全体の転換が不可欠だからです。戦争しないことを前提にした日本国憲法には、軍隊保持の規定がなく、集団的自衛権の規定もありません。安倍内閣も集団的自衛権の包括容認はあきらめざるを得ませんでした。緊急事態には、政府の命令で市民の自由を制限禁止することができる規定がありません。戦時に言論報道を規制できる制限規定もありません。

自民党が野党時代の2012年につくった、日本国憲法改正草案はまさしくそうした「戦争する国」をめざしたものです。

しかし、安倍内閣がすぐ9条の改正を出せるはずはないし、公明党や民主党も乗れない。そこで、公明、民主党などが賛成できる環境権、緊急事態条項、財政健全化条項などで、まず改憲をやり、次に本命に入る段階論です。

しかし、繰り返せば、私たちが安倍内閣の解釈改憲を阻むことができれば、安倍内閣は、明文改憲には手をつけられなくなります。それどころか、安倍に代わる首相も、容易に改憲を口にできなくなります。

今、安倍内閣の解釈による改憲を阻むことが、アジアの人々、そして次の世代に対する私たちの責任です。